

# 国見町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

2024年(令和6年)1月

福島県国見町

---

---

# 目 次

---

---

第1章 計画の基本的な考え方 .....	1
第1節 計画策定の背景・意義 .....	1
第2節 計画の基本的事項 .....	4
第2章 計画の目標 .....	5
第1節 温室効果ガス総排出量削減目標 .....	5
第3章 温室効果ガス削減のための取組 .....	7
第1節 施策と取組 .....	7
第4章 計画の推進 .....	11
第1節 計画の推進体制 .....	11
第2節 計画の進捗管理 .....	11

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画策定の背景・意義

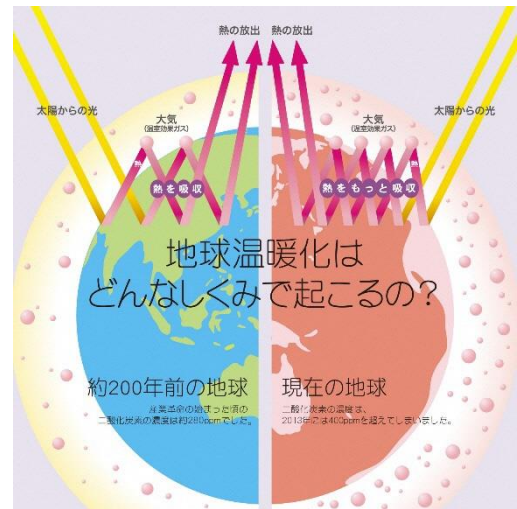
### 1 地球温暖化の現状と影響

#### (1) 地球温暖化と気温の上昇

地球は、太陽からの熱によって温められ、その熱は地表や海で反射して宇宙に放出されています。地球の表面にある窒素や酸素、二酸化炭素などは「温室効果ガス」と呼ばれ、太陽からの熱を吸収し、地表から宇宙への熱の放出を防いで、地球の平均気温を 14℃程度に保つ役割を持っています。この「温室効果ガス」が増えすぎると、宇宙への熱の放出が妨げられ、地球の気温が上昇します。これが「地球温暖化」です。

産業革命以降、石炭や石油などをエネルギー源として大量に使用するようになり、大気中の二酸化炭素の濃度が上昇しています。世界の平均気温は、1850年～1900年に比べて2011年～2020年で1.1℃上昇し、特に1970年以降の世界平均気温の上昇は、過去2000年間のどの50年間よりも加速している状況です。

このままでは、世界の平均気温は2030年代前半までに工業化以前と比べて1.5℃にまで上昇する可能性があることが指摘されています。全ての人々にとって住みやすく持続可能な将来を確保するために、今後10年間の温室効果ガス削減対策が非常に重要となっています。



【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス  
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より】

#### (2) 気候変動の影響

気温が高い状態が長期化すると、気候のパターンが変化し、通常の世界の自然のバランスが崩れます。これにより、人間と地球上の他のすべての生命体が多くのリスクにさらされます。

地球温暖化に伴う気候変動の将来リスクとして、海面上昇・高潮や洪水・豪雨など8つの主要リスクが挙げられています。

日本でも、記録的な大雨による河川氾濫や土砂災害の被害、非常に強い台風による大雨暴風被害、高温による熱中症救急搬送人員の増加など、気候変動の影響による気

1 海面上昇 高潮 (沿岸、魚しよ)	2 洪水 豪雨 (大都市)	3 インフラ 機能停止 (電気供給、医療などのサービス)
4 熱中症 (死亡、健康被害)	将来の 主要なリスク とは？ 複数の分野地域におよぶ 主要リスク 出典) IPCC第5次評価報告書 WGI	5 食糧不足 (食糧安全保障)
6 水不足 (飲料水、灌漑用水の不足)	7 海洋生態系 損失 (漁業への打撃)	8 陸上生態系 損失 (陸域及び内水の生態系損失)

【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス  
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より】

象災害が既に発生している状況です。

## 2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と国内動向

### (1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

地球の温暖化は、人類の生存基盤に関わる深刻な環境問題の一つであり、その原因とされる温室効果ガスの排出量を抑制することは、世界共通の課題となっています。

地球温暖化対策の国際的な動向としては、2015（平成 27）年 12 月には、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択され、『世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、また、1.5℃以下に抑える努力を追求する目標』などを決定しました。この「パリ協定」により、全ての国々が長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出すことになり、1997（平成 9）年の「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

IPCC「気候変動に関する政府間パネル」の 1.5℃特別報告書（2018 年）において 1.5℃に抑えるためには、世界全体の人為起源二酸化炭素を 2050 年前後に正味ゼロに抑える必要があると公表されたことを契機に、2050 年までの排出実質ゼロに向けた国際的な動きが加速しています。2021（令和 3）年 10 月、11 月に英国・グラスゴーで開催された COP26 では、2℃目標からより高い目標の 1.5℃目標を目指すこと、世界の二酸化炭素の排出量を今世紀半ばには実質ゼロにすることなどが合意されました。

### (2) 地球温暖化対策を巡る国内動向

日本は、2015（平成 27）年 7 月に、日本の温室効果ガスの排出量を 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比 26%削減とする目標を示した約束草案を国連に提出し、「パリ協定」に基づき、2016（平成 28）年 5 月に、その達成に向けた具体的な取組を定めた、「地球温暖化対策計画」を策定し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）を改正しています。

その後、地球温暖化対策を取り巻く状況が大きく変化したことから、2020（令和 2）年 10 月には菅総理大臣が、『2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す』ことを宣言し、2021（令和 3）年 4 月に、野心的な 2030 年度の目標として、『2013 年度比で 46%削減、更に 50%の高みに向けて挑戦する』ことを掲げました。

2021（令和 3）年 5 月には改正「地球温暖化対策推進法」が成立し、基本理念に『2050 年までの脱炭素社会の実現』が明記されたほか、第 21 条第 4 項に地方公共団体の事務事業に加え、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が、指定都市等を除く市町村においても努力義務として求められることとなりました。同年 10 月には「地球温暖化対策計画」及び「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が改定されています。

このほか、2018（平成 30）年 6 月には、「気候変動適応法」が公布され、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪として取り組むべきであり、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。2018（平成 30）年 11 月には「気候変動適応計画」が

策定（2021（令和3）年10月改定）されています。

また、熱中症対策強化のため、2023（令和5）年4月に「気候変動適応法」が改正、「熱中症対策実行計画」が閣議決定され、市町村は指定遮熱避難施設（クーリングシェルター）を指定し、熱中症警戒アラートを受けて開放することなどが定められました。

### **3 国見町の地球温暖化対策**

国見町では、2008（平成20）年に「国見町地球温暖化対策実行計画」を策定し、町自らの温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、前述のように地球温暖化対策を巡る動向が大幅に変化している状況であり、さらなる温室効果ガスの排出抑制のためには、国見町役場が事業所としてより積極的かつ継続的に取り組んでいくことが必要不可欠です。

これらの状況を踏まえ、温室効果ガスの排出削減に向けた対策を総合的・計画的に推進することを目的に、「国見町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を新たに策定するものです。

## 第2節 計画の基本的事項

### 1 計画の定義と位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、国見町役場が一事業者として、国見町役場すべての事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等に向けた取組を推進していくものとします。

### 2 計画の期間、基準年度と目標年度

2016年に新たな役場庁舎が建設されるなど、町施設の状況が変化していることから、比較対象となる施設の統一化を図るため、本計画では、「2022年度」を基準年とします。

計画期間	2023（令和5）年度 ～ 2030（令和12）年度
基準年度	2022（令和4）年度
目標年度	2030（令和12）年度

なお、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、計画期間内においても、法や条例の制定・改廃や、国や県の計画などの改定、本町の上位計画の改定などの際には、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 3 計画の対象等

本計画は、本町が行うすべての事務・事業とし、出先機関を含めたすべての組織及び施設を対象とします。

また、環境省が発行した「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」（令和5年3月）に基づき、指定管理者制度等により外部に委託している施設についても、本計画の対象とします。

### 4 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、温室効果ガスの中で排出量が9割と大きな比率を占める二酸化炭素を削減指標とします。

## 第2章 計画の目標

### 第1節 温室効果ガス総排出量削減目標

#### 1 基準年度(2022年度)の二酸化炭素排出量

本町の事務事業における基準年度(2022年度)の排出量は、次のとおりです。

	単位	CO <sub>2</sub> 排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kg, kg-CO <sub>2</sub> /L, kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	2022 年度 (令和4年度)		
			年間消費量	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	CO <sub>2</sub> 排出量 構成比
ガソリン	L	2.32	13,040	30,254	1.8%
灯油	L	2.49	79,036	196,800	11.5%
軽油	L	2.58	24,801	63,986	3.7%
A重油	L	2.71	60,170	163,061	9.5%
LPガス	kg	3.00	10,725	32,175	1.9%
電気	kWh	0.496	2,462,760	1,221,529	71.5%
計・CO <sub>2</sub>	kg	-	-	1,707,804	100.0%

※端数処理を行っていることから合計と内訳の合計とは必ずしも一致しておりません。

## 2 削減目標

国は、2021年（令和3年）10月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において2013（平成25）年度を基準とし、2030（令和12）年度までに全体で46%、地方公共団体の事務事業が含まれる「業務・その他部門」では、51%の削減目標を掲げています。

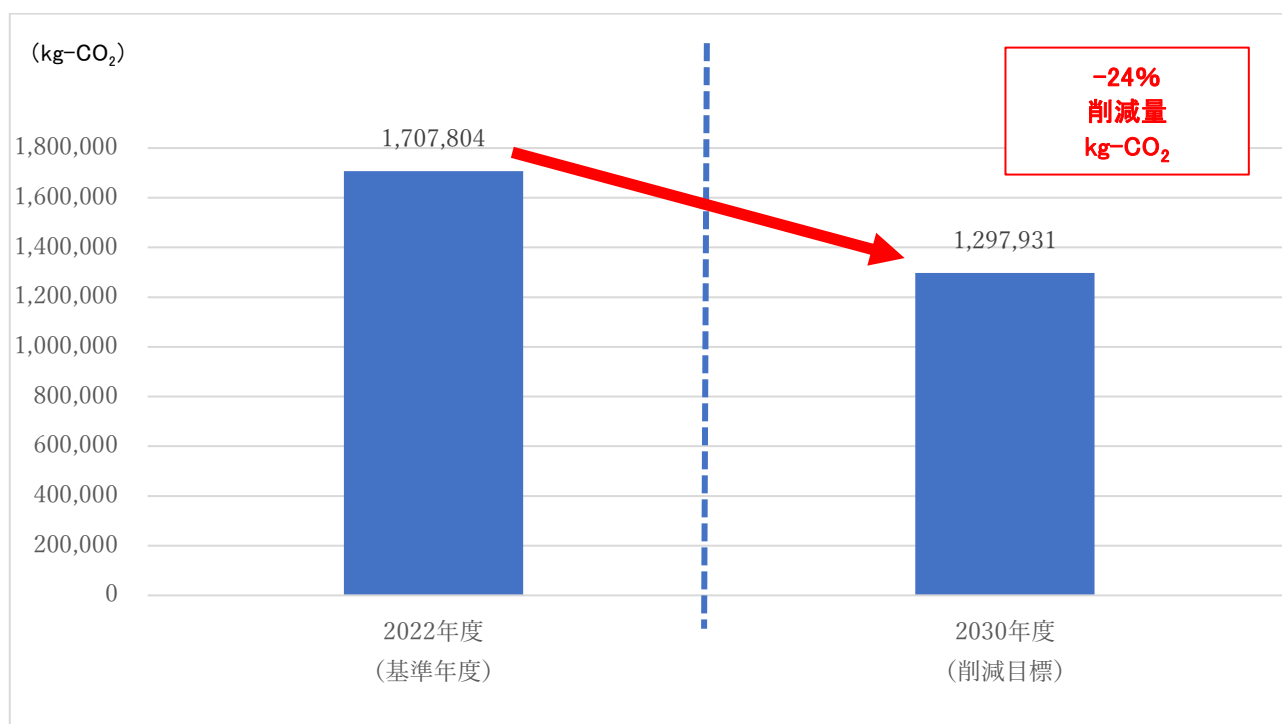
国計画の「業務・その他部門」における削減目標51%について、基準の2013年度から目標の2030年度までの17年間で平均すると、3.0%/年の削減目標となります。

よって、本計画では、第1章第2節で定めた基準年度2022年度から2030年度までの8年間で24%（8年×3.0%/年）の削減を目標とすることとします。

目標

2030（令和12）年度までに、  
2022（令和4）年度比で24%削減

### 温室効果ガス排出量削減の目標





## 第3章 温室効果ガス削減のための取組

---

### 第1節 施策と取組

#### 1 町の施策・事業

##### (1) 施策体系

本町の地球温暖化対策は、以下の体系で実施していきます。

取組項目	施策
1. エネルギー使用量の削減	①自動車燃料使用量の削減
	②燃料使用量の削減
	③電気使用量の削減
2. 省資源及びリサイクルの推進	①廃棄物の減量及びリサイクルの推進
	②用紙使用量の削減
	③水道使用量の削減
3. 公共工事・公共施設における環境負荷への配慮	①公共工事・公共施設における環境負荷の低減
4. グリーン購入の推進	①環境負荷低減に配慮した消耗品等の購入

## (2) 施策・事業

### 取組項目 1

#### エネルギー使用量の削減

##### 施策①

##### 自動車燃料使用量の削減

###### 【取組例】

- ・アイドリングストップを徹底する。
- ・エコドライブを実践する。
- ・公共交通機関の積極的な利用を促進する。

##### 施策②

##### 燃料使用量の削減

###### 【取組例】

- ・冷暖房器具は適正な温度管理を実施する。
- ・給湯器の温度を低めに設定する。

##### 施策③

##### 電気使用量の削減

###### 【取組例】

- ・昼休みや必要時以外の消灯を心がける。
- ・効率的な冷暖房の使用（適切な空気交換、直射日光を遮断する等）を行う。
- ・冷暖房の設定を適切な温度にする。
- ・クールビズ・ウォームビズを徹底する。
- ・エレベータの使用を控える。
- ・「COOL CHOICE」運動へ参加する。

## 取組項目2

## 省資源及びリサイクルの推進

### 施策①

### 廃棄物の減量及びリサイクルの推進

#### 【取組例】

- 事務用品の再利用、再使用を推進する。
- 簡易包装を推進する。
- 廃棄物を分別し、再資源化を推進する。

### 施策②

### 用紙使用量の削減

#### 【取組例】

- 資料の簡素化を心がける。
- 電子媒体の使用を推進する。
- 両面印刷や裏紙の使用を推進する。

### 施策③

### 水道使用量の削減

#### 【取組例】

- 節水コマの取り付けや感知式自動水洗器の設置を推進する。
- 水道の水漏れ点検を実施し、早期発見に努める。
- 洗面所や給湯室での節水を心がける。

### 取組項目 3

### 公共工事・公共施設における環境負荷への配慮

#### 施策①

#### 公共工事・公共施設における環境負荷の低減

##### 【取組例】

- ・ 観月台文化センター、上野台運動公園、各体育施設、地区集会施設等の公共施設や防犯灯等の屋外照明設備に対しLED、屋根や壁、開口部の断熱など省エネルギー設備の導入や改修を推進する。
- ・ 工事における廃棄物の削減及び分別を心がける。
- ・ CO<sub>2</sub>吸収型コンクリート等の環境負荷の少ない資材や再生資材を積極的に利用する。
- ・ 公共施設の施設整備や改修時において太陽光発電や蓄電などをはじめとする再生可能エネルギー設備の導入を検討し、必要に応じて導入する。

### 取組項目 4

### グリーン購入の推進

#### 施策①

#### 環境負荷低減に配慮した消耗品等の購入

##### 【取組例】

- ・ 公用車を購入する際には電動車を導入する。
- ・ OA 機器や照明は使用電力の小さい商品を導入する。
- ・ 原料の全部または一部に再生材を利用したものや再利用が可能な消耗品を購入する。
- ・ 古紙パルプ配合率の高い用紙を利用する。

## 第4章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

本計画の推進には、組織全体の理解と協力が必要です。従って、庁内等で施策推進のための情報共有を図り地球温暖化対策に取り組むなど計画推進に努めていきます。

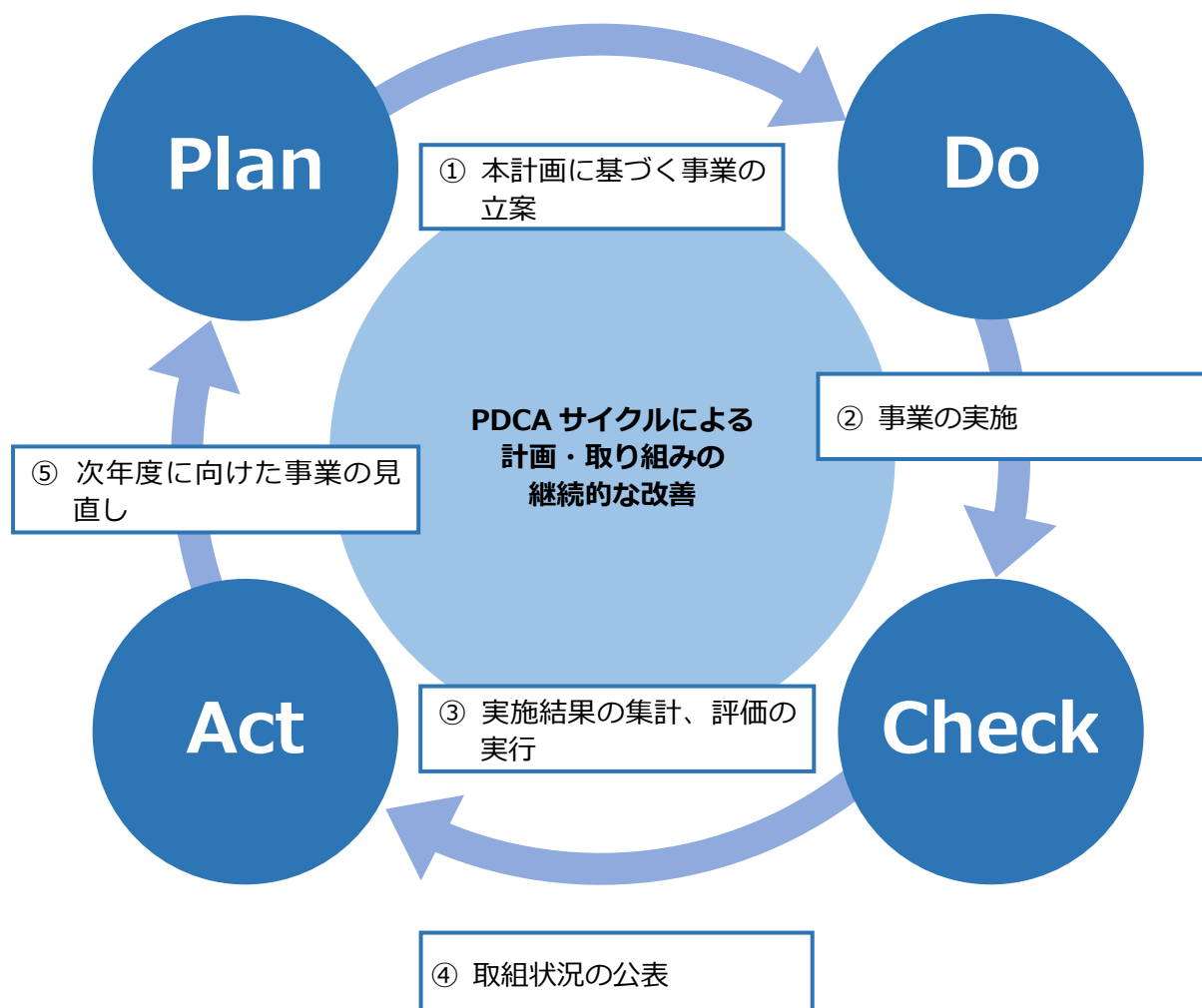
### 第2節 計画の進捗管理

計画の着実な推進を図り、計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Act)を繰り返すPDCAサイクルにより、毎年、前年度の年間エネルギー使用量等を把握してとりまとめ、年度の進行管理を実施していきます。

また、計画本体についても必要に応じて評価・見直しを実施していきます。

また、本計画書と計画の取組状況について、公表・周知をしていきます。

#### PDCA サイクルによる計画の進行管理



国見町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

2024年（令和6年）1月

国見町住民防災課生活交通係